

政策目標5－2：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進

1. 政策目標の内容

自由貿易の推進は我が国の対外経済政策の柱であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国成長に取り込む必要があるというのが、政府全体としての基本的立場であること、「日本再興戦略改訂2014」においては「経済連携の推進」が成長戦略の重要な柱の一つとして位置付けられており、特にTPP（環太平洋パートナーシップ）（用語集P182参照）については第189回国会総理大臣施政方針演説（平成27年2月12日）においても取り上げられていること、さらに、税関分野における貿易円滑化は日本企業の海外展開を支援することとなること等から、上記の内容を政策目標として設定しています。

財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTO（世界貿易機関）（用語集P182参照）を中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進していきます。

また、貿易ビジネス環境の改善を通じて我が国企業の国際競争力の強化を図り、我が国経済の成長力を強化していく観点から、WCO（世界税関機構）、JICA（国際協力機構）及びMDBs（国際開発金融機関）とも連携しつつ、各国の貿易円滑化を積極的に推進し、具体的な成果を追求していきます。

さらに、現在、WCO等の国際機関をはじめ、APEC（アジア太平洋経済協力）（用語集P180参照）等の地域協力の枠組み、EPA（経済連携協定）及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組がなされています。これらの取組等を通じ、税関手続の国際的標準化等を図ることにより、国際貿易の円滑化が促進され、ひいては税関手続における利用者利便の向上、社会悪物品の密輸阻止等にも資するものと考えられます。

貿易大国である我が国としては、こうした取組の重要性に鑑み、上記の国際機関、地域協力の枠組み及びEPA等において、税関分野における手続等の国際的調和の推進に積極的に取り組みます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

- 「第189回国会 総理大臣施政方針演説」（平成27年2月12日）
- 「日本再興戦略改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）
- 「インフラシステム輸出戦略」（平成26年度改訂版）
(平成26年6月3日経協インフラ戦略会議決定)

3. 当該政策目標に係る施策

政5-2-1 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

政5-2-2 税関分野における貿易円滑化の推進

4. 目標達成のための取組

(1) **政5-2-1**：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

① 政5-2-1の内容

自由貿易の推進は我が国の対外経済政策の柱であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国成長に取り込む必要があるというのが、政府全体としての基本的立場です。また、「日本再興戦略改訂2014」においては「経済連携の推進」が成長戦略の重要な柱の一つとして位置付けられており、特にTPPについては第189回国会総理大臣施政方針演説（平成27年2月12日）においても取り上げられています。こうした観点を踏まえ財務省としては、平成27年度も、関係省庁と連携しつつ、以下の取組を進めていきます。

A WTOにおける取組

WTOは世界の多角的自由貿易体制の要です。一部の国で見られる保護主義的な動きに対応すると同時に、我が国の国内産業への適切な配慮を行うため、従来から我が国は、他国のWTO協定違反行為に対する紛争解決手続への付議、セーフガード措置等の活用、貿易政策検討会合での議論等、様々なWTOの政策手段を通じた多角的自由貿易体制の維持・強化への取組を進めてきました。財務省としては、こうした政府全体の取組みに、主に関税制度・通関制度を所管する立場から貢献していきます。

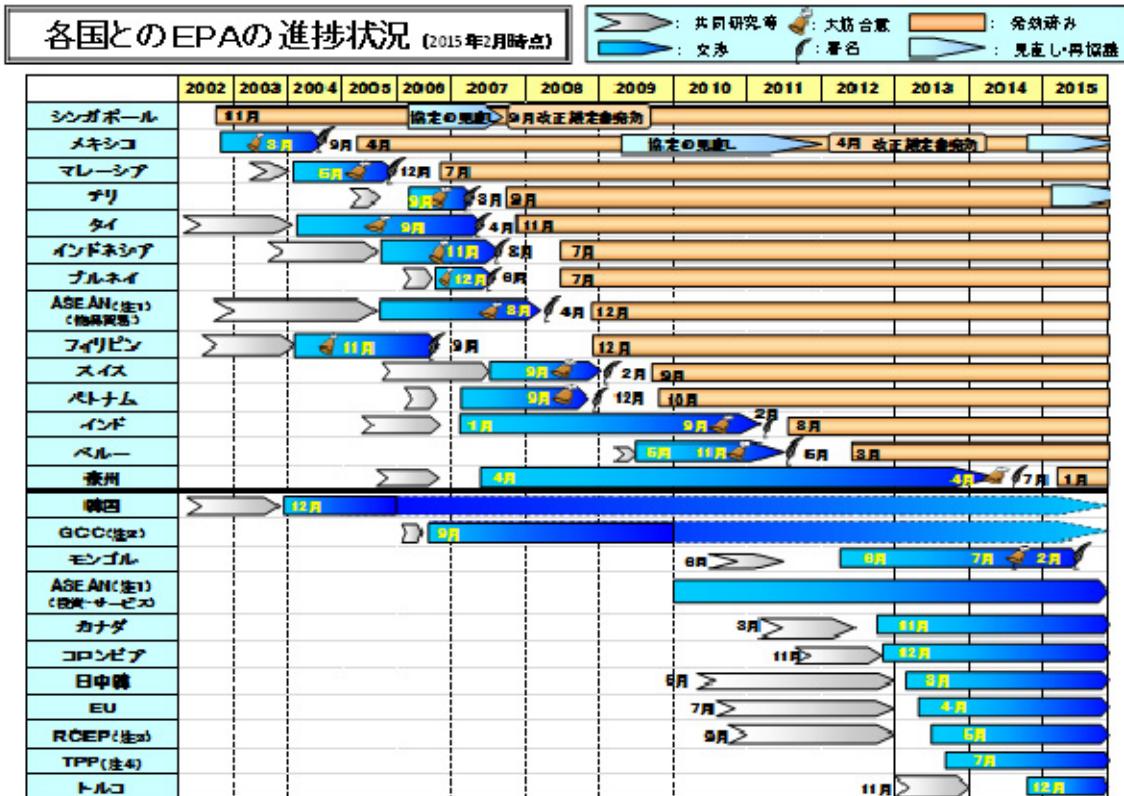
また、ドーハ・ラウンド交渉（用語集P179参照）については、平成26年11月のWTO一般理事会において、その一分野である貿易円滑化協定をWTO協定の一部に組み込むための改正議定書が採択されたことにより、日本を含む各加盟国は受諾手続を進めることができます。各WTO加盟国がこの協定を実施することにより、税関手続等の透明化・迅速化等を通じて世界的な貿易の拡大に向けた大きな効果が期待できます。財務省としても、日本における協定の受諾のための取組に貢献していきます。

B 経済連携の推進に係る取組

「日本再興戦略改訂2014」において、貿易のFTA（用語集P181参照）比率を2018年までに70%に高めることが掲げられており、そのためにTPP、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）（用語集P182参照）、日中韓FTA、日EU・EPA等に同時並行的に取り組むこととされています。

財務省としては、上記の政府全体の方針を踏まえ、主に関税制度・通関制度を所管する立場からこうした交渉に取り組むことで、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進していきます。

(参考) 各国との経済連携の進捗状況(平成27年2月現在)



(注1) ASEANとのEPA交渉は、物貿貿易については署名・発効済みであるが、投資・サービスについては、2010年から文书中。

(注2) GCC(沿岸協力理事会)：アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計6か国)；2009年以降、文書既附。

(注3) RCEP(東アジア地域包括的経済連携)：ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、印度)(計16か国)。

(注4) TPP(環太平洋パートナーシップ)：シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)。

② 政5-2-1に係る測定指標

○ [主要] ≪定性的≫測定指標政5-2-1-B-1

(多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進)

WTOやEPA交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉結果や、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた財務省としての交渉への貢献を指標とします。

③ 政5-2-1に係る参考指標

なお、政策目標の達成度の判断材料とはなりませんが、施策の実施状況を適切に把握するため、下記のとおり参考指標を設定しています。

○参考指標1 「日本の貿易総額に占めるEPA締結国・地域の割合

【再掲（総5）（5）】

○参考指標2 「EPA交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数」 [新]

(注) 次の参考指標を廃止することとしました。

○アジア諸国との貿易額・シェアの推移

(理由)

当該指標と本分野の財務省としての取組である多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進との間で十分な関連性が認められないためです。

○関税負担率の推移とその国際比較

(理由)

当該指標と本分野の財務省としての取組である多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進との間で十分な関連性が認められないためです。

(2) **政5-2-2** : 税関分野における貿易円滑化の推進

① 政5-2-2の内容

税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の促進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献するものであり、ひいては日系企業の海外展開の側面支援にもつながるものです。「インフラシステム輸出戦略（平成26年度改訂版）」において技術協力が政府の重要な政策の一つと位置付けられたことや、平成26年11月に採択されたWTO貿易円滑化協定（用語集P182参照）の途上国における円滑な実施を支援する観点も踏まえ、この施策を重点施策として進めていきます。

A 税関行政の近代化の取組

我が国と地理的・経済的に関係性の深いASEAN諸国等を中心に、基本的な税関関連手続・制度である関税分類、関税評価、事後調査から、より先進的なリスク管理、通関システム、AE0制度（用語集P180参照）等までに至る幅広い分野における技術協力の実施により、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。

具体的には、相手国税関の支援ニーズを的確に把握した上で、WCO、JICA及びMDBsとも連携しつつ、各地域の特性等に応じて、税関近代化に向けた支援を進めています。

特に、ベトナム・ミャンマーにおいては、日本の優れた通関システムであるNACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）をベースとした通関システムの導入に向けた支援を実施しています。ベトナムにおいては、平成26年4月からシステム運用を段階的に開始し、同年6月末に全国展開を完了しており、円滑な運用のための支援を行っています。ミャンマーでは平成27年中のシステム構築完了、平成28年中の運用開始に向けて引き続き支援してまいります。

B WCO等国際機関における取組

WCOは、税関手続の国際的調和・簡素化を通じた貿易円滑化や税関分野における国際貿易の安全確保の取組を進めているところ、我が国は「基準の枠組み（国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み）」（平成17年6月採択）（用語集P177参照）や「改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）」（平成18年2月発効）（用語集P177参照）等の各国における着実な実施を推進し、その具体的成果を追求するとともに、WCOで行われている関連する各種取組に積極的に貢献していきます。

さらに、WCOにおいて進められている不正薬物等の水際取締に係る国際協力の推進にも積極的に関与し、我が国社会の安全・安心の確保にも貢献していきます。

なお、WTO貿易円滑化協定は、税関実務に関する規律を多く含むものであることから、途上国による同協定の着実な実施を支援していく上では、税関分野の高い専門性を有するWCOが主導的な役割を果たすことが重要です。我が国としては、こうした観点からもWCOの取組に対し積極的に貢献していきます。

WTO協定に基づく非特恵原産地規則（用語集P177参照）の国際的な調和（統一）作業においても各国における非特恵原産地規則の透明性・予見可能性の向上に向け、積極的な貢献を行っていきます。

C 地域協力の枠組みにおける取組

我が国とアジア太平洋地域との間の地域協力の枠組みであるAPEC、さらに我が国を含むアジア地域と欧州との間の地域協力の枠組みであるASEM（用語集P181参照）等の枠組みについても、貿易円滑化を推進する観点から積極的に活用します。

平成27年度のAPECにおける我が国の取組としては、税関手続の調和・簡素化を目的とする共同行動計画のうち、特にAEO制度の構築及び知的財産権侵害物品の水際取締の強化に向けたキャパシティビルディング（途上国的能力構築）支援の実施を通じ、貿易円滑化等の実現に向けて積極的に貢献してまいります。

ASEMでは、平成25年10月にウィーン（オーストリア）で開催されたASEM関税局長・長官会合において、①貿易円滑化及び物流の安全、②知的財産権の保護、③社会及び環境の保護における税関の役割、④ビジネスとの関係強化等を中心に議論し、「ウィーン宣言」を取りまとめました。我が国としては、同会合で承認されたASEM貿易円滑化行動計画（平成26年～平成27年）に基づき、ASEM域内における貿易円滑化の促進に引き続き貢献していくとともに、ASEMがアジアと欧州の間の比較的多数の国が参加する地域協力の枠組みであることを踏まえ、WCOを含めた国際的な税関分野での手続等の国際的調和に向けた議論において、我が国の立場が反映されるための枠組みとして活用してまいります。

日本、中国、韓国の3か国間の地域協力の枠組みにおいては、平成19年より日中韓3か国での情報交換等の協力関係を強化するため、日中韓3か国関税局長・長官会議を開催しています。平成23年11月の第4回会議において策定された「日

中韓3か国税関の協力に係る改定行動計画」に基づき、(A)知的財産権の保護、(B)税関取締及び密輸情報の交換、(C) A E Oの相互承認、(D)税関手続及び貿易円滑化、(E)人材育成の強化、(F)国際フォーラム（WTO、WCO、ASEAN10+3、APEC、ASSEM等）における協力の6分野において、3か国税関当局の協力強化の取組が進められています。今後とも、貿易の安全確保と円滑化という各国共通の目標に向け、良好な協力関係を維持するとともに、行動計画を着実に実施するよう取り組んでいきます。

D EPAにおける取組

EPA（用語集P181参照）の交渉分野には、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力等が含まれており、これまで発効に至っているEPAには、こうした税関分野に関する規定が盛り込まれています。今後のEPA交渉においても、税関分野における手続の国際的調和等を推進するため、必要に応じて同様の規定が盛り込まれるよう取り組んでいきます。

E 税関当局間の情報交換等に関する取組

国際物流の拡大に伴い、不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の密輸が後を絶たない状況です。こうした不正薬物等の水際における取締りをより効率的に推進するため、他国の税関当局との間で、関連する情報の交換を行うために相互に支援すること、また、貿易円滑化の取組を含む税関当局間の協力関係を強化することを定めた政府間協定・税関当局間取決め（税関相互支援協定）（用語集P179参照）を締結しています。これまで、米国、豪州、ニュージーランド、韓国、カナダ、中国、香港、EU、マカオ、オランダ、ロシア、イタリア、フランス、南アフリカ、イギリス及びスペインと締結しており、平成26年度においては、新たに平成26年11月にドイツと署名し、同12月に発効しました。今後も、各国との締結に向け努力していきます。

さらに、これまで発効に至っているEPAのうち、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ベトナム、イスラム共和国、ペルー及び豪州とのEPAには、税関相互支援協定と同様、水際取締りのための情報交換の規定が盛り込まれており、今後のEPA交渉においても、必要に応じて同様の規定が盛り込まれるよう取り組んでいきます。

当該施策に対応する測定指標として、「税関相互支援協定等の締結数」を設定し、税関当局間の協力関係を強化しているかを測定します。今後も、上記のような、税関当局間の情報交換等に関する取組を促進するため、27年度目標値を「増加」とします。

② 政5-2-2に係る測定指標**○ [主要] <定量的>測定指標政5-2-2-A-1**

(税関相互支援協定等の締結数) (単位:国・地域)

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度目標値
締結数	22	24	26	27	増加

(出所) 関税局参事官室(国際交渉担当)調

(注1) 各年度末における累計。

(注2) 締結数には、税関相互支援協定及び税関相互支援協定と同様の規定が盛り込まれているEPAを計上。

○<定性的>測定指標政5-2-2-B-1

(税関分野における貿易円滑化の推進)

税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を指標とします。